

第四節 災 害 の 記 録

古代に於ける災害は、旱害が主なものとして記録に留められている。勿論、吉野川・那賀川等の氾濫は、有史以来度々繰返えされたのに違いないが、古代に於ける集落は概ね小高い処にあって、洪水の被害は比較的少なかったと考えられる。従って古代の記録は旱害地震を主とすると見てよい。

文武天皇 元年(六七〇)閏十一月七日

播磨・備前・備中：周防・淡路・阿波・讃岐・伊予等の国飢えて、之を賑給し、租を免除された(統日本紀)

大宝二年(七〇二)九月十七日

駿河・伊豆・下総・備中・阿波の五国飢え、使を遣して存恤せしめられた(統日本紀)

慶雲元年(七〇四)四月廿七日

備中・備後・安芸・阿波四国の苗損す、共に賑恤を加えられた(統日本紀)

聖武天皇 天平三年(七三一)八月廿五日

淡路・阿波・讃岐・隱岐等の国の租を免じ、天平元年以来の公租未納の租は悉く免除された(統日本紀)

天平五年(七三三)閏三月二日

和泉・紀伊・淡路・阿波共に甚しい旱害に逢い、五穀実らず、大税を借貸して百姓の産業を続けしめられた(統日本紀)

天平六年(七三四)四月七日

大地震起り、天下の百姓家屋を壊り、圧死した者多く、山崩れ・川塞るところも、地の析裂したものも数多かつた。十二日

使を畿内七道に遣わして被害を調査した(統日本紀)

淳仁天皇 天平宝字七年(七六三)八月廿三日

地震で覆損すること多かつた阿波讃岐両国に使を遣わして、飢民を賑給された(類聚国史)

天平宝字八年(七六四)八月九日

山陽、南海二道に於いて、諸国大いに早に苦しみ、疫病流行して被災する者が多かつた。(類聚国史)

称徳天皇 天平神護元年(七五〇)三月十六日

尾張・参河・播磨・石見・紀伊・阿波等の諸国飢え、之れを賑給された。(統日本紀)

桓武天皇 天応元年(七六二)四月

阿波国に飢饉があつたので賑給された。(阿波志)

桓武天皇 延暦十七年(七九八)九月廿三日

阿波国飢え、使を遣して賑給された。(後紀逸文)

延暦十八年(七九九)三月、甲寅十日

伯耆・阿波・讃岐の國々に饑饉があつたので賑給され、六月五日、詔して、その損害の最も甚かつた南海道諸国の去年の

田租を特に全免された。(日本後紀)

延暦廿一年(八〇三)八月三日

相模・播磨・美作・備中・備後・安芸・紀伊・淡路・阿波・讃岐等の十国に於ける損田の百姓には、負税を免除された。後

紀逸文)

延暦廿四年(八〇六)十二月七日

大地震に逢い、頗る農桑を損じた。特に伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・越中・丹波・丹後・但馬・因幡・播

磨・美作・備前・備中・備後・紀伊・阿波・讃岐・伊予等の諸国に対して、当年の唐を免ぜられた。(類聚国史)

淳和天皇 弘仁十四年(八三三)七月十九日

美濃・阿波の両国から、飢と病に苦しむ百姓のことを言上したので賑給された。(類聚国史)

清和天皇 貞観八年(八六六)四月

尾張・阿波の両国が、暴風雨のため洪水に逢い、百姓が飢饉に苦しんだ。尾張国では正税六萬束を、阿波国では餼えの正税

八萬束を借出した。民の疲弊を救うためである。(三代実録)

近衛天皇 久寿元年(一二五〇)五月

阿波国では、去年凶作であつたから、租を免じた。(白記)

第三編 古 代 編

阿波国に於ける災害は、記録が整っていないので詳細には判らず、中央の記録（六国史・類聚国史等）の断片の中から抽出して述べたに過ぎないが、現在までのところ、以上を以て満足せねばならない状態である。